平成２９年（フ）第２７５号
広島市西区中広町２丁目25番９―402号
破産者　上垣内めぐみ
1　決定年月日　平成29年８月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３４号
神奈川県大和市上草柳94番地３　コンフォート緑野104号
破産者　伊藤　弘之
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０５４号
横浜市緑区三保町2397番地２　コミュニティプラザＧ棟103号室、前住所横浜市緑区中山町305番地16　サンライズＴ　303号
破産者　田中美智瑠
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１０７号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目５番57号　コーポ水島205
破産者　竹原　卓志
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１２３２号
横浜市鶴見区駒岡４丁目26番18号　ディアス綱島Ａ棟202
破産者　並木　洋一
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８号
静岡県賀茂郡松崎町岩地258番地の１、住民票上の住所埼玉県飯能市柳町14番３号
破産者　中島　　肇
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第２１号
鳥取県鳥取市賀露町南１丁目８番40号
破産者　内田　明良
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３０号
鳥取県鳥取市湖山町北３丁目201番地　市住１―122号、旧住所鳥取県鳥取市気高町上光313番地
破産者　松井　恵子（旧姓畑・門脇）
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２４１号
福岡県北九州市八幡東区桃園２丁目14番１―601号、開始決定時の住所福岡県北九州市八幡東区中央３丁目２番12号
破産者　村口　路夫
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２５７号
福岡県遠賀郡水巻町吉田南２丁目５番18号
破産者　友納ケイ子
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１４８号
宮崎市神宮西１丁目117番地１
破産者　フラワーラビット神宮の杜こと　松元美保子（旧姓山田）
1　決定年月日　平成29年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

平成２８年（フ）第７１０３号
東京都江戸川区北小岩４丁目25番４号
破産者　株式会社安斎特殊硝子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７１０６号
東京都江戸川区北小岩４―25―４、開始決定時の住所千葉県松戸市東松戸３丁目２―１―1507
破産者　安齋　亮一
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７６５７号
東京都清瀬市松山１丁目32―１―202
破産者　井上ゆかり
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４２２号
埼玉県草加市瀬崎町７丁目14―13―103
破産者　阿部　眞吾
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８６号
東京都江東区東陽２丁目２番10―705号
破産者　株式会社川崎商行
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８４８７号
東京都江戸川区南葛西５丁目８―８―203
破産者　川崎　利治
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８６３３号
東京都江戸川区春江町４丁目16　セリオ８番館204、開始決定時の住所東京都江東区東砂４丁目５―12
破産者　保坂　達行
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８８４０号
東京都町田市真光寺町1025
破産者　小杉　佳秀
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部